

第40号議案

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 照明施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ふじみ野市大井東中学校運動場照明施設

(2) 位置 ふじみ野市ふじみ野三丁目2番1号

第3条中「照明施設は」を「ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は」に改める。

第4条中「ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

別表ふじみ野市葦原中学校運動場照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市葦原中学校運動場照明施設を撤去するため、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。